



# 木材と放射性物質について



# 木材製品の取扱いに係る留意事項等(Q&A)について(抜 粋1)

平成23年6月28日付林野庁木材産業課発出

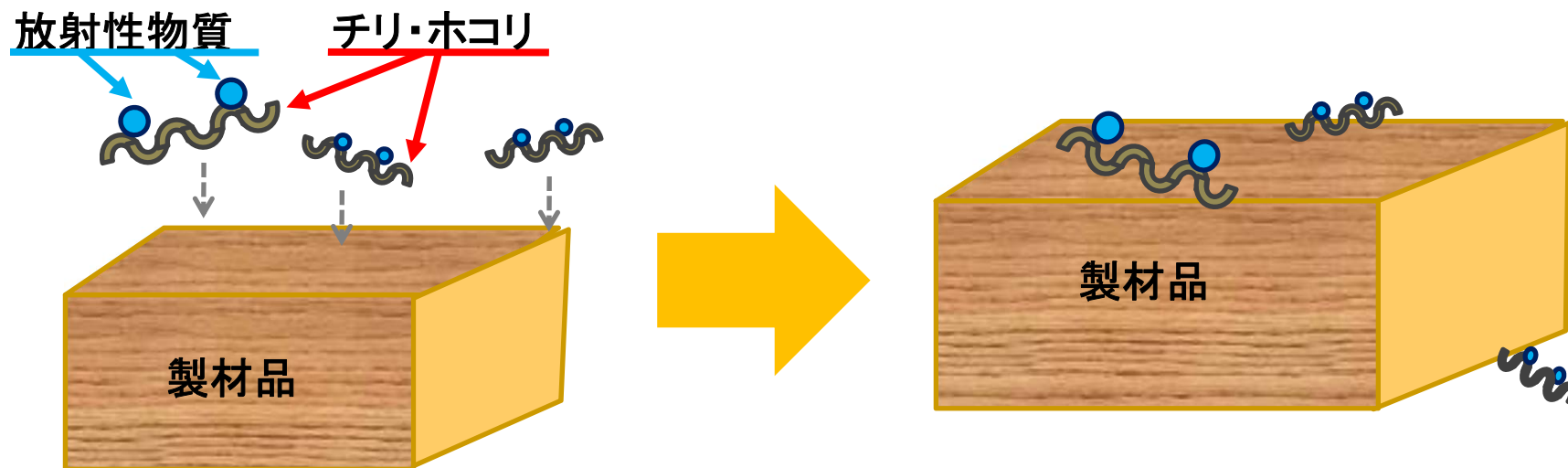
問 木材製品は放射性物質による汚染などの影響は心配ないですか。

答 一般的に、製品としての木材自体には、空気中に拡散した放射性物質を取り込んで蓄える性質はなく、放射性物質を含むチリやホコリが特に付着しやすい性質を持っているわけではありません。

「福島県内の災害廃棄物の当面の取扱い」(平成23年5月2日環境省)の5において「屋内に置かれていた物や、大気中に放射性物質が排出された時期(3月後半)の後に野外に置かれた物は、汚染の問題はありません(抜粋)」

「放射線と健康に関するQ&A」(平成23年6月30日 福島県災害対策本部)Q2-5の答において、「空気中の放射性物質がこれまでにその多くがすでに地面に降下した」旨記載されている。

(イメージ図)



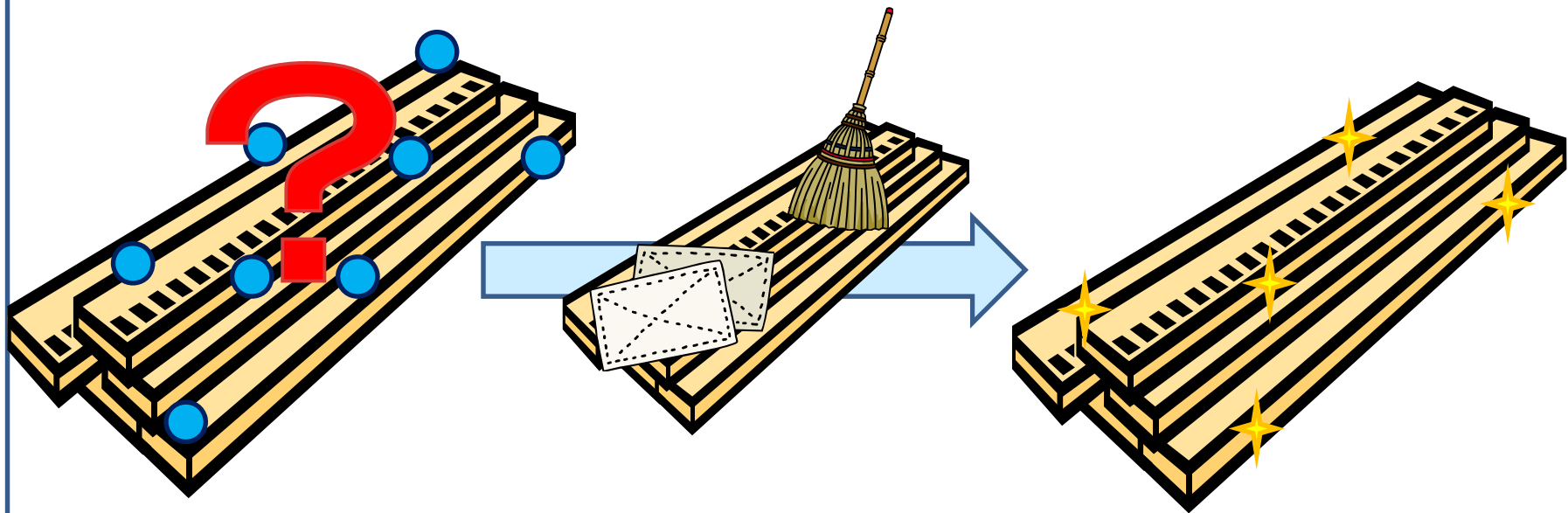
# 木材製品の取扱いに係る留意事項等(Q&A)について(抜 粋2)

平成23年6月28日付林野庁木材産業課発出

問 緊急時避難準備区域の木材製品製造事業所において製造した木材製品を同区域外に出荷してよいですか。

答 緊急時避難準備区域からの出荷に当たっては、特にスクリーニングの必要はありません。なお、気になるようでしたら、木材製品の表面のホコリなどを念のため拭き取るなどしてください。

(イメージ図)



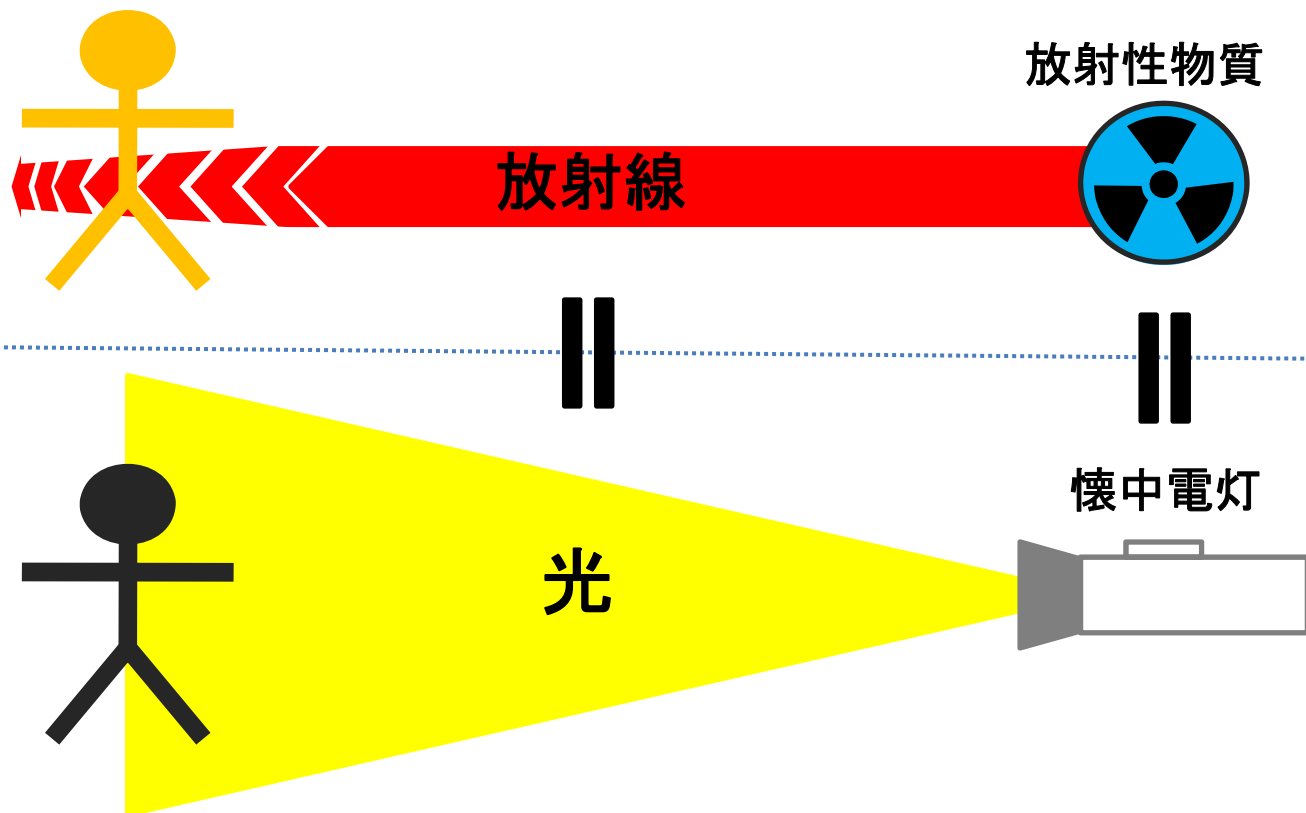
# 放射線と放射性物質について

出典:「放射線と健康に関するQ&A」平成23年6月30日付福島県災害対策本部発出

問 放射能と放射線はどう違うのか。

答 放射線は物質を通過する力をもったもので、(中略)放射線を出す能力を「放射能」といい、この能力をもつ物質のことを「放射性物質」といいます。(省略)  
(下線は林野庁付与。)

(イメージ図)



# 森林に沈着した放射性セシウム

分布は時間(年)とともに変化する。

**大気からの沈着直後:**

- ・樹冠の葉・枝
- ・土壌有機物層の表面付近



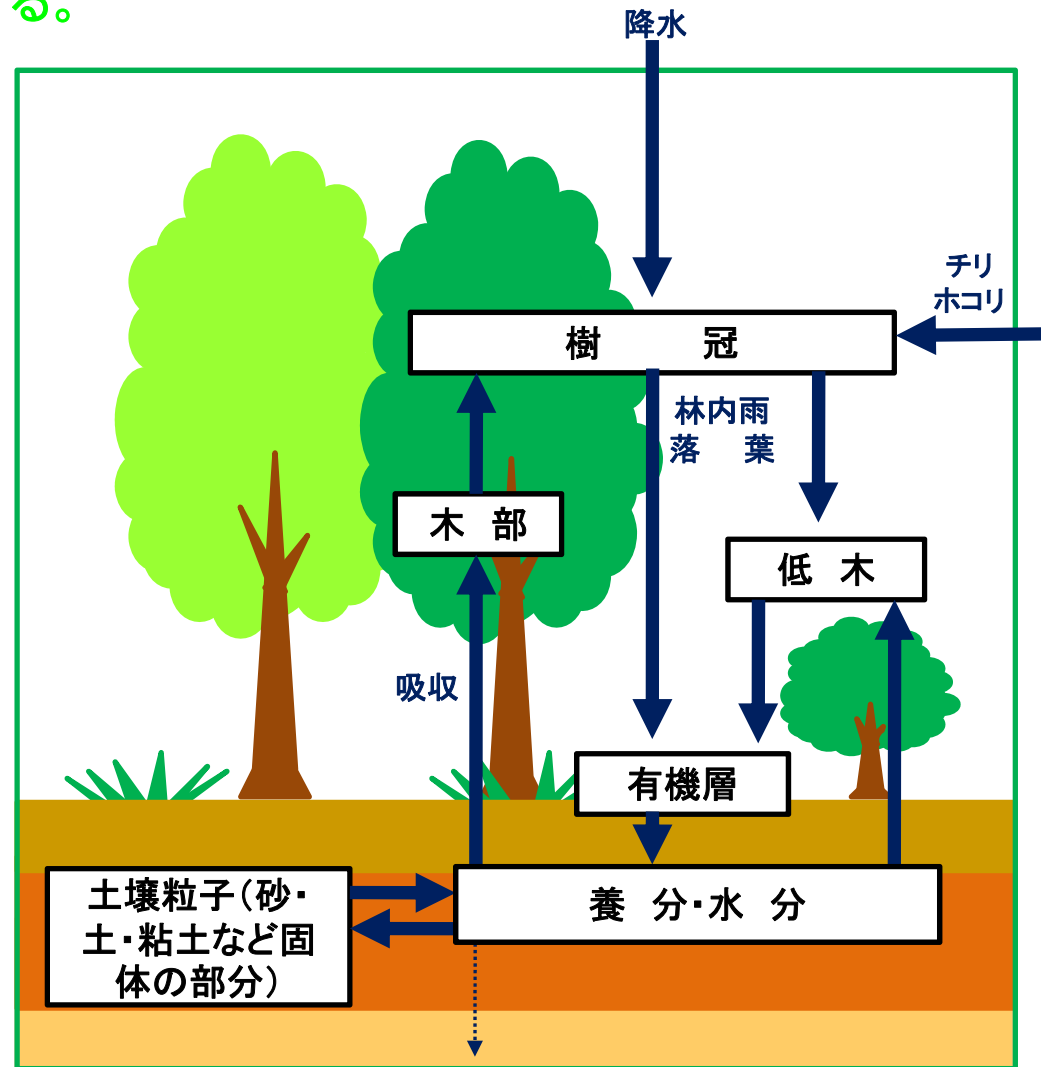
**その後:**

- ・樹冠から土壌有機物層へ
- ・有機物層からその下の土壌へ
- ・植物の経根吸収

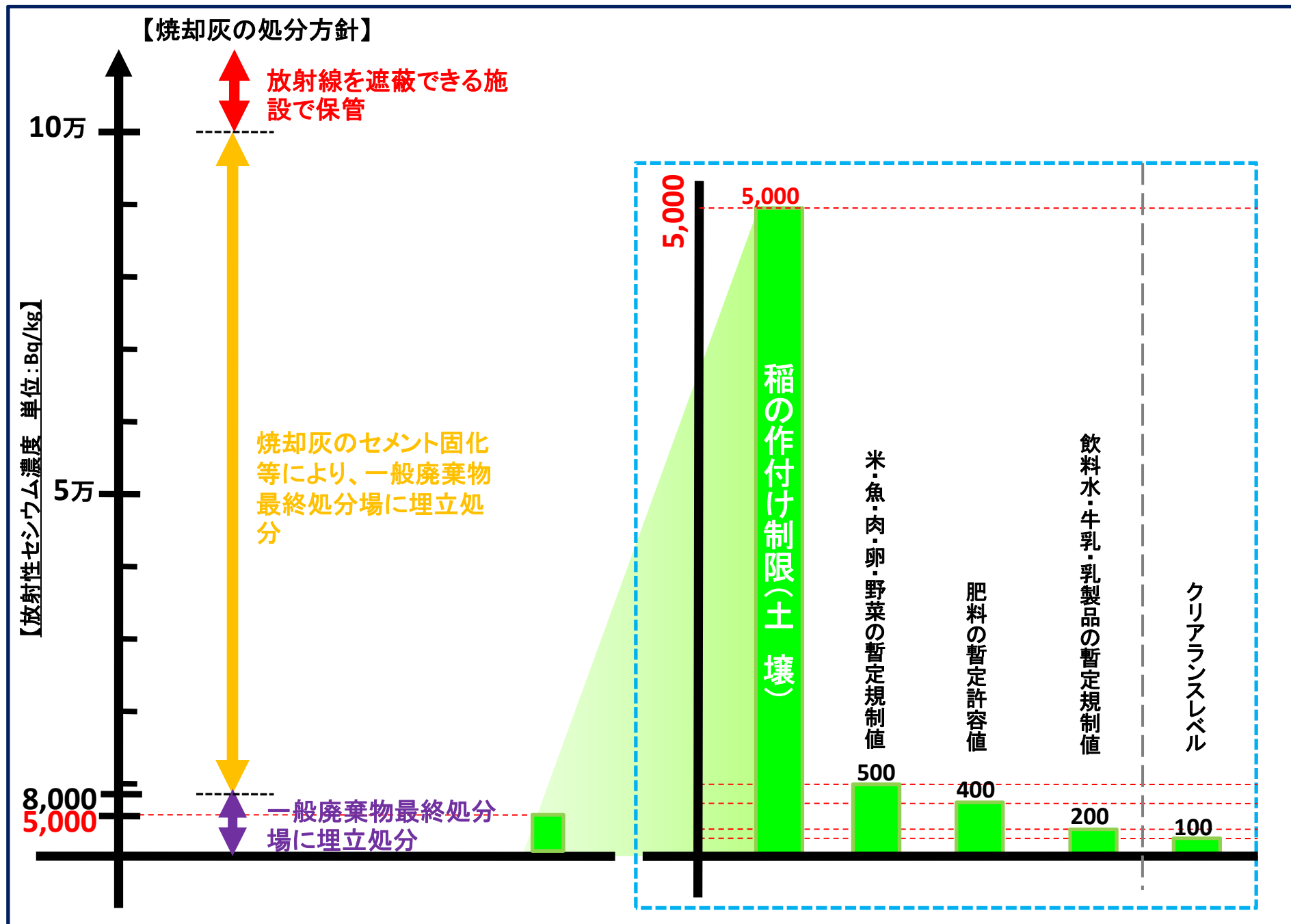


**最終的には:**

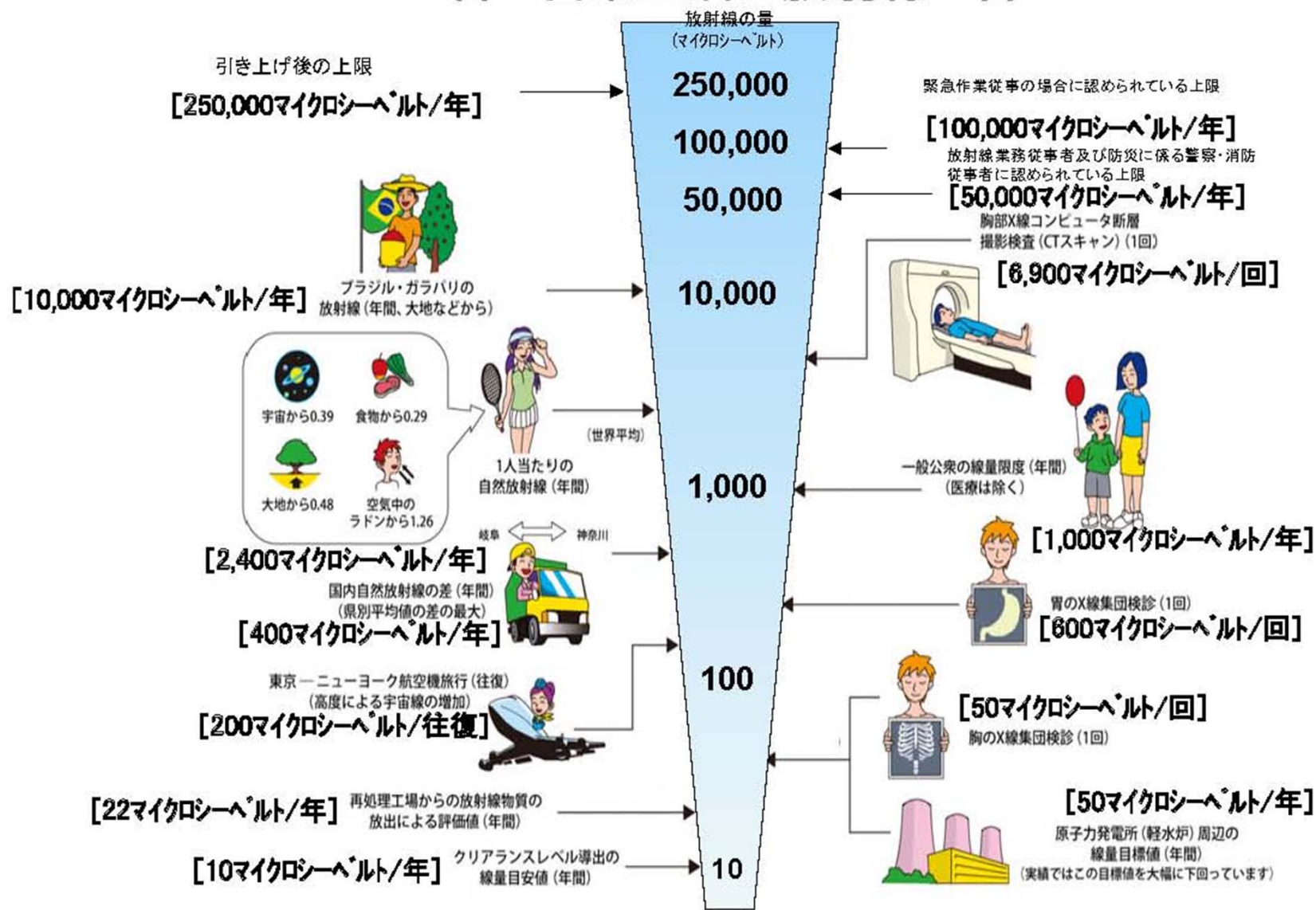
- ・大部分が土壌有機物層を含めた土壌表層部に蓄積



# 国内の放射線に関する主な規制値や基準値



# 《 日常生活と放射線 》



※ Sv【シーベルト】=放射線の種類による生物効果の定数(※) × Gy【グレイ】

※ X線、γ線では 1

# 樹皮(バーク)の利用の規制について



敷料・堆肥の施用、生産、流通自粛・検査等通知の動き

	生産局課長通知 (7月15日)	消費・安全局、生産局連名 課長通知(7月25日)		林野庁木材産業課長 通知(7月26日)		生産局課長通知 (8月23日通知)
対象都道府県	11都県 (岩手、宮城、福島、茨城、群馬、栃木、千葉、埼玉、東京、神奈川、静岡)	17都県 (+青森、秋田、山形、山梨、新潟、長野)	→ 解除	17都県	→ 解除	全国
敷料(バーク)	畜産農家: 利用自粛 収集販売者: 出荷自粛			収集販売者: 出荷自粛	→ 解除	畜産農家: 基本400Bq/kg以下 条件により最大1,000Bq/kg
堆肥原料(バーク)		収集販売者: 出荷自粛	→ 解除	収集販売者: 出荷自粛	→ 解除	
バーク堆肥		堆肥製造業者: 生産・出荷自粛	→ 解除	堆肥製造業者: 生産・出荷自粛	→ 解除	
備考		肥料等暫定許容値 400Bq/kg設置 (局長・長官通知 (8月1日))	廃止通知 (8月1日)		廃止通知 (8月2日)	